

ハイ！消費生活相談員です



格安スマホの落とし穴(2023年8月号)



料金の安さに注目して契約した結果、次の事例のようなさまざまなトラブルが発生しています。

【事例1】

サポート対応 スマートフォンの使い方がよく分からず、十分なサポートが受けられない上に、返品もできない。

【事例2】アプリ 無料で通話するためにはアプリの使用が必要である ことを知らず、通話料が高額になった。

【事例3】サービス内容

- 購入した端末では、青少年に有害なサイト
- 違法なサイトへのアクセスを遮断するフィルタリング機能や、留守番電話サービスが利用できなかった。
- 修理期間中の代替機貸し出しサービスがない。

【アドバイス】

- 事例1, 2 実店舗がないことも多く、電話やインターネット上しか問い合わせができない場合があります。また、不意に声を掛けられ、スマートフォンを購入した場合でも基本的に返品はできません。
- 事例3 今までの大手携帯会社で提供されていた当たり前のサービスがあるとは限りません。契約前によく確認しましょう。

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで！

☎077-561-2353 (直通)

または消費者ホットライン ☎188

(※最寄りの相談窓口につながります)